

苦小牧市自然環境保全基本方針

昭和53年4月

苦 小 牧 市

目 次

第1章	自然環境保全に関する基本構想	1
1	自然環境保全の意義	1
2	苫小牧をとりまく自然環境	2
3	自然環境保全施策の基本的方向	4
第2章	自然環境保全地区等に関する基本的な事項	6
1	自然環境保全地区の指定	6
(1)	指定の方針	6
(2)	保全の方針	6
2	保存樹の指定	7
3	北海道自然環境保全地域等の指定	7
4	鳥獣保護及び鳥獣保護区等の設定	7
5	河川、湖沼、海浜地の保全	7
第3章	緑化の推進に関する基本的な事項	8
1	緑化推進施策の展開	8
(1)	環境の緑化	8
(2)	公共施設等の緑化	8
(3)	緑化運動の推進等	8
(4)	工場地帯の緑化	8
2	緑地保全のための開発行為の規制	9
(1)	開発行為の規制	9
(2)	東部工業地帯における緑地保全	9
(参 考)		11

第1章 自然環境保全に関する基本構想

1 自然環境保全の意義

今日における自然環境保全の意義は、希少生物や珍奇な事物の保存のみにあるのではなく、自然環境が人間生存の重要な役割を果しており、自然がいかに大切なものであるかを改めて認識し、その保全と回復育成をはかることにある。

都市は自然と対置されるが、都市には、緑という言葉で代表されるオープンスペースが必要であり、自然を失ってはならない。自然は、人間性の向上や健康の増進に寄与するばかりでなく、より良好な生活環境を支えるうえで必要不可欠なものであり、将来のより良き利用のために保存されるべきものと考えなければならない。

このように考えるとき、人口の急増など開発テンポの速い本市においては、「自然を残すべき区域」と「開発を進めるべき区域」を明確にし、いまだ良好な自然を従来にも増して、より貴重な資産として恒久的に保全し、豊かな緑と生活の快適性を備えた人間環境都市をつくりだすことが、苫小牧に住む者の大きな使命であり、果さなければならない課題である。

ここに、自然環境の保全を人間環境都市創造の基調として、無秩序な開発を防止するとともに、自然に恵まれた快適な生活環境をつくりあげるため、本市は昭和49年6月、全道に先駆けて「苫小牧市自然環境保全条例」を制定した。この条例の精神をすべての施策に定着させ、緑豊かな都市づくりを推進するために、渾身の努力を傾け、この苫小

牧の自然を守り、育てていくものである。

2 苫小牧をとりまく自然環境

本市は、北海道の中央南部、石狩低地帯に位置し、北西には標高1,042mの活火山樽前山があり、すそ野が後背丘陵として市街地北方まで広がり、北東部及び南部は石狩低地帯に連なる沖積平野で、市街地を中心として、北東方向に扇状地形に開き、ウトナイ沼、弁天沼のある勇払原野と呼ばれる低地帯が、湿原を形成し、西方向は、海と丘陵地帯にはさまれた比較的幅の狭い帯状地形を形成している。さらに、海岸線に沿って、帯状に細長い海成砂丘地帯が形成されている。

河川は、樽前山中腹に源をもつものと、低地帯に流れているものがあり、ほぼ南北に流れ、特に、樽前山麓では流水によって浸蝕された凝灰岩が、ガローと呼ばれるゴルジュ地形（峡谷）を見せ、北西部の丘陵地帯低部、勇払原野低地帯には、湖沼が多数点在し、なかでもウトナイ沼は動植物、地質等に勇払原野の面影を残している。

このような自然的地理的条件から、自然環境を表徴する植物の分布をみると、海岸草原、低地のカシワ林、丘陵地のミズナラ林及び混交林、湿地のハンノキ林及びヤチダモ林がそれぞれ代表的なものであるが、海岸線に平行に、砂丘、低地、台地、山地斜面、山地の各植生が並び、その植物相は、湿帯的要素（南方系種）と亜寒帯的要素（北方系種）の両要素が混在し、多様な植物相を示している。

海岸砂丘では、ハマナス、ハマニンニク、ハマボウフウ等が見られ、原野では、カシワ、ハンノキ等の低木林に、クロミノウグイスカグラ（ハスカップ）、エゾリンドウ、エゾカンゾウをはじめとする多くの草

原植物が自生している。

低湿地は、ほとんどがヨシとハンノキを主体とする低層湿原であるが、都市周辺でよく保存された湿原郡落が見られるのは珍しく、また、低湿地のなかには、食虫植物として知られているモウセンゴケやかれんな花をつけるミズトンボの群生が見られる。

低地から斜面にかけては、ハンノキ、エゾノコリンゴ、イヌコリヤナギが多く、カシワ、ミズナラ林からヤチダモ林へと交代して丘陵地樹林帯に移行し、樽前山地とそれに続く斜面には、イワブクロ(タルマエソウ)、ガンコウラン等の高山植物が群生し、エゾマツ、アカエゾマツ、トドマツからなる針葉樹林とややその下方に針広混交林ないしミズナラ、ナナカマド等の広葉樹林が発達している。

動物については、ウトナイ沼、美々川湿原をはじめ、多くの湖沼、湿原に恵まれ、また、樽前山麓を水源とする大小の河川も多く、海岸～低地・丘陵～山麓と続く地形のなかに、淡水魚類(フナ、コイ、ドジョウ、スナヤツメ、ウグイ、ヤマベ、イワナ等)、鳥類(オオハクチョウ、アオサギ、オジロワシ、ハクセキレイ、アカゲラ、オオコノハズク等)、哺乳類(ヒグマ、キタキツネ、エゾタヌキ、エゾシマリス等)、その他多くの昆虫等多様な動物相を見せている。

特に、鳥類については、本地域は北海道を南北に渡る鳥類の渡り要路となっており、北海道に生息もしくは渡来するとされる350種のうち、200余種が生息し、繁殖している。

3 自然環境保全施策の基本的方向

本市は、幸い先進工業都市に比べてなお市街地の比較的近くに、良好な自然が残されている。この自然を存続させるためには、貨幣的価値に換算できない資産を適正に評価し、尊重していかなければならない。一度破壊された自然は、容易に元に戻らないことを理解し、将来に禍根を残すことのない積極的な姿勢が必要である。

以上の前提に立ち、自然環境保全の方向としては、自然環境保全法、北海道自然環境等保全条例、苫小牧市自然環境保全条例、自然公園法、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律に基づき、次に掲げる事項を基本として施策を推進する。

(1) 自然の生態系は複雑であり、解明されるべき問題がきわめて多いので、自然環境の保全に関する基本的施策は、科学的な調査に基づいて実施されなければならない。このため、植生、野生動物、地形地質等の生態系などに関する調査研究を実施する。

(2) 自然環境の実態や生態系などの調査研究に基づいて、「自然を残すべき区域」を明確にし、水系を軸として現存する良好な自然を体系的に保全する。

(3) 自然を残すべき区域については、自然的社会的特性に応じ、厳正に自然保護をはかるべき区域と適正な利用を考慮すべき区域に区分し、自然環境保全のための適切な施策をすすめる。

ア 厳正に自然保護をはかるべき区域は、将来の市民への遺産として、利用を厳しく規制し、必要な保全施策を講ずる。

イ 適正な利用を考慮すべき区域は、身近な自然との接点として、

自然を保護しながら節度をもって秩序ある利用をはかる。

- (4) 現存する良好な自然の保護にとどまらず、自然の回復、創造などが必要な区域については、計画的に緑化を推進する。
- (5) 宅地造成などの開発行為の規制を強化し、自然及び生態の秩序を維持する。また、大規模な開発行為が行われる場合は、自然環境に及ぼす影響などについて、事前の調査と評価を行わせ、自然環境保全のために必要な措置を講じさせる。
- (6) 市民の自然を愛し、これを守る心が自然環境保全に大きな意義をもつものであることから、地域社会や学校における環境教育を推進し、自然のしくみや、人間と自然との調和について市民の理解を深め、自然に対する愛情とモラルの育成につとめる。
- (7) 自然環境の保全施策の実施を円滑にすすめるため、国、道の関係行政機関、関係市町村及び団体との緊密な連携のもとに一体となって推進する。

第2章 自然環境保全地区等に関する基本的な事項

1 自然環境保全地区の指定

(1) 指定の方針

良好な自然の存する区域を選定して、自然環境保全地区に指定し、将来にわたってその保全につとめる。なお、指定にあたっては、農林漁業等地域住民の生業の安定、資源の保続的確保など自然的社会的諸条件を配慮し、かつ効果的な指定を段階的に実施する。

保全すべき区域は、おおむね次の要件を備えた区域とする。

- ア 良好な自然景観を形成している森林、丘陵、湖沼、湿原又は河川等で一定の広がりをもった区域
- イ 野生動物の生息地、植物の生育地及び特異な地形地質を有する区域
- ウ 市街地及びその周辺地域のうち、良好な緑地を形成し、かつ良好な生活環境の確保に寄与すると認められる一定の広がりをもった区域

(2) 保全の方針

ア 指定地区内の自然の観察、調査、研究をすすめるとともに、管理体制の確立、保全施設の整備など、自然環境の状況に対応した適切な保全事業を実施する。

イ 指定地区内において、自然災害等により自然がそこなわれた場合には、自然環境の特性と損傷の状況に応じ、必要な措置を講ずるなど、その復元と保全をはかる。

ウ 国土の保全その他の公益との調整、地域住民の農林漁業等の生業の安定に配慮する。

2 保存樹の指定

由緒由来のある樹木、市民に親しまれている樹木など良好な都市環境を維持するうえで、必要な樹木、樹林について指定し、その保全のために必要な措置を講ずる。

3 北海道自然環境保全地域等の指定

高山性植生、または亜高山性植生が相当部分を占める森林、その区域内に生存する動植物を含む自然環境がすぐれた状態を維持している湖沼、湿原、河川等で一定の広がりをもった地域については、道の自然環境保全地域などとして、指定されるようにつとめる。

4 鳥獣保護及び鳥獣保護区等の設定

鳥獣の種類及び生態、繁殖状況、渡り鳥の渡来状況、植生、地形、水系等の生息環境の特性に応じ、鳥獣保護区や銃猟禁止区域の設定を促進するとともに、生息環境の十分な保護をはかる必要のある地区については、特別保護区に設定されるようにつとめる。

さらに、貴重な鳥獣のため生息環境の保全、施設の整備をはかるとともに、鳥獣保護の思想の普及につとめる。

5 河川・湖沼・海浜地の保全

河川、湖沼は、水禽類、植生、水生動物をはぐくむ地域であると同時に、周辺地域一帯の生態系にとっても重要な役割を担うものであるため、国土の保全その他の公益との調整に留意しつつ、その自然性を保全する。

また、海浜地についても、鳥類の生息地、植生の自生地として重要であり、極力、その保全をはかる。

第3章 緑化の推進に関する基本的な事項

1 緑化推進施策の展開

(1) 環境の緑化

都市化や工業化が進展するなかにあつて、良好な生活環境の確保をはかるため、単に現存する自然を保護するだけではなく、失われた緑の回復育成など、地域の特色を生かした緑化を総合的、計画的にすすめる。このため、緑地の適正な配置、造成、利用等に関する緑化計画を作成し、計画の達成に必要な措置を講ずる。

(2) 公共施設等の緑化

市街地及びその周辺地の修景美観をはかるため、道路、河川、海岸、港湾、学校、公営住宅、官公署その他の公共施設について関係機関と協力して、計画的に緑化を推進するほか、一般住宅、事業所、商店等の民間施設についても、緑化を促進する。

(3) 緑化運動の推進等

環境緑化を全市的にすすめるため、町内会、婦人会、老人クラブ、その他団体等に緑化技術の指導、緑化木のあつ旋などを行うとともに、記念植樹等各種行事、広報活動を通じて、緑化思想の普及につとめる。

また、地域に密着した緑化活動を組織的にすすめる緑化推進団体の育成指導を推進する。

(4) 工場地帯の緑化

工場、工業団地の緑化は、きわめて重要であるため、緑の環境づ

くりに積極的に参画するよう、強力な行政指導を行うとともに、工場敷地内に一定割合の緑化を義務づける。

2 緑地保全のための開発行為の規制

(1) 開発行為の規制

都市化や工業化に伴って開発行為が急増するなかで、良好な生活環境を確保するため、自然環境の改変を伴う開発行為が行われる場合は、必要に応じ、開発計画区域及びその周辺の自然環境とその行為の及ぼす影響を事前調査し、その実施について、厳正な規制、指導の措置を講ずる。

また、苫小牧市自然環境保全条例と北海道自然環境等保全条例、森林法、都市計画法、宅地造成等規制法等の関連する諸法令との連けいに配慮し、適切な措置が講ぜられるようつとめる。

(2) 東部工業地帯における緑地保全

工業地帯全域を幅広い緑地でとり囲むほか、工場敷地に一定割合の緑化を義務づけ、現存する良好な樹林地帯、湖沼群等、残すべき自然は計画的に保存し、自然の保護に万全を期する。

貴重な植生、動物等については、その環境の事前調査を行い、保存対策を講ずる。

参 考

- 1 苫小牧市自然環境保全審議会に対する諮問書
- 2 同答申書

(諮 問 書)

諮 問 苦 自 然 第 3 号

昭 和 5 3 年 1 月 2 0 日

苦小牧市自然環境保全審議会

会 長 矢 嶋 潔 殿

苦小牧市長 大 泉 源 郎

自然環境保全基本方針について (諮 問)

苦小牧市自然環境保全条例第6条の規定に基づく自然環境保全基本方針について、諮問いたします。

(説 明)

1 市においては、昭和49年6月11日、自然環境保全のための施策の基本として苫小牧市自然環境保全条例を制定した。

2 本条例第2章により、市長は、本市における

(1) 自然環境保全の基本構想

(2) 保全すべき地区等に関する基本的事項

(3) 緑化の推進その他自然環境保全に関する重要事項

を内容とする苫小牧市自然環境保全基本方針を作成し、公表する必要があるので、同条例第6条第3項の規定に基づき、これについて意見を求めようとするものである。

(答 申 書)

苫 自 然 審 第 3 号

昭 和 5 3 年 3 月 2 9 日

苫小牧市長 大 泉 源 郎 殿

苫小牧市自然環境保全審議会

会 長 矢 嶋 潔

苫小牧市自然環境保全基本方針に関する答申について

昭和53年1月20日付けをもって諮問のありました苫小牧市自然環境保全基本方針について、本審議会は、次のとおり答申いたします。

記

- 1 自然環境保全基本方針については、別添のとおりの内容とすることが適当と考える。
- 2 自然環境保全基本方針に基づいて諸施策を推進するに当たっては、守るべき自然はこれを守り、自然の利用については節度ある利用を図るという基本的認識の上にたって、特に次の事項に配慮すべきである。
 - (1) 現存する良好な自然の実態をよりの的確には握するため、植生等の生態系に関する調査などを積極的に行うこと。

- (2) 保護保全すべき自然については、「苫小牧地域植生等調査報告書（昭和50年1月）」で提言されている自然環境保全区域ネットワーク案に沿い、自然環境の実態に即して適正な評価を加え、できるだけ早く「自然を残すべき区域」を明確にすること。
- (3) 保護保全上特に必要な地区については、積極的に土地の公有化を図ること。
- (4) 「自然を残すべき区域」の保全については、本市の特殊的条件を十分に考慮しつつ、適用可能な法令を効果的に活用し、地域指定の促進に努めること。
- (5) 無秩序な開発は自然環境に大きな影響を及ぼすので、今後の開発行為については、自然の生態系に対して重大な影響を及ぼさないよう十分に配慮すること。
- (6) ウトナイ沼及び美々川流域については、将来にわたって自然環境が保全されるよう万全を期すること。